

最先端研究開発支援プログラムの
フォローアップ及び評価の具体的な運用について(改訂案)

平成 23 年 7 月 29 日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援推進会議

平成 23 年 8 月 25 日改訂
総合科学技術会議
最先端研究開発支援推進会議

平成 24 年 6 月 7 日改訂
総合科学技術会議
最先端研究開発支援推進会議

総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議(以下「推進会議」という。)は、最先端研究開発支援プログラム(以下「最先端プログラム」という。)を効果的・効率的に推進するため、「最先端研究開発支援プログラム運用基本方針」(平成 21 年 6 月 19 日総合科学技術会議)及び「最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムのフォローアップ及び評価の運用方針」(平成 23 年 7 月 29 日総合科学技術会議)に基づき、最先端プログラムのフォローアップ及び評価の具体的な運用に関して以下のとおり決定する。

1. 推進体制

(1) 推進会議

推進会議は、最先端プログラムに関する以下の事項を実施する。なお、推進会議の庶務は、内閣府科学技術政策担当部局において処理する。

- ① 毎年度、研究支援担当機関から研究の進捗状況を聴取するとともに、別に定める時期に、中心研究者(中心研究者に特段の事由が生じた場合には、推進会議が、中心研究者に代わる者として適格と判断した者を指す。以下、研究の進捗状況の聴取及び改善要求に関する部分について同じ。)から研究の進捗状況を聴取し、必要に応じて改善を要求する(以下「研究課題のフォローアップ」という。))。
- ② 毎年度、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)から先端研究助成基金(以下「基金」という。)の管理状況等について報告を受け、必要に応じて改善を要求する(以下「基金のフォローアップ」という。))。
- ③ 研究開発終了後に総合科学技術会議が行う研究課題の事後評価、及び最先端プログラムの研究開発支援施策としての評価(以下「プログラムの事後評価」とい

う。)について、評価案の取りまとめを行う。また、研究開発終了一定期間経過後に総合科学技術会議が行う追跡評価について、評価案の取りまとめを行う。

④ ①～③の研究課題のフォローアップ及び評価の一環として、最先端プログラムに係る「最先端研究開発戦略的強化事業」の評価を行う。

⑤ 研究支援担当機関から振興会へ研究目標、中心研究者、共同提案者又は研究支援担当機関の変更申請があった場合、これに対して必要な意見を述べる。

(2) 最先端研究開発支援プログラム推進チーム

研究課題のフォローアップ、その他最先端プログラムの進捗管理に必要な事項についての検討は、最先端研究開発支援プログラム推進チーム(以下「推進チーム」という。)を開催して行う。推進チームは、研究課題のフォローアップに当たり、客観的、専門的な視点からの検討が可能となるよう外部有識者の協力を得て行うものとする。なお、推進チームの庶務は、内閣府科学技術政策担当部局において処理する。

① 構成

- i) 推進チームのメンバーは、総合科学技術会議有識者議員とする。
- ii) メンバーは、外部有識者を20名程度選定する。研究領域による5程度のグループを構成し、外部有識者はいずれかのグループに所属する。

② 推進チームのメンバーの権限及び役割

- i) 研究課題の研究支援担当機関からの聴取によるフォローアップの内容を決定すること
- ii) 研究課題の中心研究者からの聴取による評価案の取りまとめを行うこと
- iii) 推進会議及び外部評価委員会への必要な報告を行うこと

③ 外部有識者の役割

- i) 研究課題の研究支援担当機関からの聴取によるフォローアップにおいて、所属する研究領域内の研究課題の書面レビューを行うこと
- ii) 研究課題の中心研究者からの聴取によるフォローアップにおいて、所属する研究領域内の研究課題のレビューを行うこと
- iii) その他最先端プログラムの進捗管理に必要な事項について推進チームが検討を行う場合に当たり、推進チームの求めに応じて必要な情報提供や助言を行うこと。
- iv) i)及びii)のレビューの結果についてメンバーへの報告を行うこと

(3) 最先端研究開発支援プログラム外部評価委員会(仮称)

推進会議が研究課題及びプログラムの事後評価案、追跡評価案の取りまとめを行う

に当たっては、評価の客観性及び公正性を高めるため、外部評価組織として最先端研究開発支援プログラム外部評価委員会（仮称。以下「外部評価委員会」という。）を設置し、外部評価委員会が取りまとめる外部評価報告書を踏まえることとする。なお、外部評価委員会の庶務は、内閣府科学技術政策担当部局において処理する。

① 構成

外部評価委員会は、評価委員会と評価委員会の下部組織として課題評価に対応した複数の評価小委員会により構成することとする。各評価小委員会は外部有識者複数名により構成し、評価委員会は各評価小委員会を代表する構成員等により構成する。外部評価委員会の発足時期、各評価小委員会が担当する研究課題の配分及び構成員の選定等については今後検討する。

② 評価委員会の役割

- i) 研究課題及びプログラムの事後評価、追跡評価について、外部評価報告書として評価結果の取りまとめを行うこと
- ii) i)の内容を推進会議に報告すること

③ 評価小委員会の役割

- i) 担当する研究課題について、研究課題の事後評価案を作成すること
- ii) i)の内容を評価委員会へ報告すること

2. フォローアップ及び評価の実施方法

(1) 基金のフォローアップ

① 実施時期

平成22年度から平成25年度までの各事業年度のフォローアップは、当該各翌年度の7月を目途に実施する。

② 目的

振興会において基金の管理・運用が適切に行われているか確認する。

③ 実施体制及び実施方法

- i) 推進会議は、振興会から基金の管理・運用状況を聴取し、必要に応じて見解を付した上でフォローアップの内容を決定する。
- ii) 推進会議は、フォローアップの内容を総合科学技術会議に報告するとともに、必要に応じて振興会に対し改善を要求する。

④ フォローアップの観点

- i) 基金の管理・運用を行うための適切な業務体制が構築され、業務の分担と責

任の所在が明確化されているか。

ii) 基金の管理・運用を行うために必要な規程は整備されているか。

iii) 平成 22 年3月9日に総合科学技術会議が決定した内容に沿って助成金が適切に交付・執行管理されているか。

iv) 事務経費は適切に使用されているか。

(2) 研究課題の研究支援担当機関からの聴取によるフォローアップ

① 実施時期

平成 22 年度から平成 25 年度までの各事業年度のフォローアップは、当該各翌年度の7月から8月を目途に実施する。但し、研究課題の中心研究者からの聴取によるフォローアップ及び事後評価を行う年度においては、研究支援担当機関からの聴取によるフォローアップは行わない。

② 目的

中心研究者の独立性及び自主性を尊重しつつ、世界トップ水準の研究開発を推進・支援するという観点を基本に、研究目標の達成に向けて着実に進捗しているかを把握する。必要な場合には、研究計画や推進・支援体制等の改善を求める。

③ 実施体制及び実施方法

i) 推進チームのメンバーにより選定された外部有識者は、研究支援担当機関から振興会に提出される実施状況報告書及び別途推進チーム又は自らが研究支援担当機関を通じて求める補足資料に基づき書面レビューを行う。

ii) 推進チームのメンバーは、研究支援担当機関からヒアリングを行い、ヒアリング結果及び i) の書面レビュー結果を踏まえ、フォローアップの内容を決定する。

iii) 推進チームは、フォローアップの内容を推進会議に報告するとともに、必要に応じて研究支援担当機関に改善を要求する。

(3) 研究課題の中心研究者からの聴取によるフォローアップ(研究課題の中間評価の位置付け)

① 実施時期

平成 24 年の7月から8月を目途に実施する。

② 目的

中心研究者の独立性及び自主性を尊重しつつ、世界トップ水準の研究開発を推進・支援するという観点を基本に、研究目標の達成に向けて着実に進捗しているかを評価する。必要な場合には、研究計画や推進・支援体制等の改善を求める。また、研究費

の助成額の見直しの可否を判断する。

③ 実施体制及び実施方法

- i) 推進チームのメンバー及び外部有識者が、研究支援担当機関から振興会に提出される実施状況報告書及び別途推進チーム又は外部有識者が研究支援担当機関を通じて求める中心研究者による自己評価結果及び補足資料に基づき書面レビューを行う。また、中心研究者及び研究支援担当機関からのヒアリングを行う。
- ii) 推進チームは、i)の内容を踏まえて評価案を取りまとめ、推進会議に提出する。
- iii) 推進会議は、評価の内容及び必要に応じて研究費の助成額の見直しを含む改善要求事項を決定し、これらの結果を総合科学技術会議に報告する。
- iv) 推進会議は、iii)の内容に基づき、必要に応じて中心研究者又は研究支援担当機関に改善を要求する。

(4) 研究課題の事後評価

① 実施時期

平成 26 年度上半期に実施する。

② 目的

研究開発期間を通じて、中心研究者のリーダーシップにより世界トップ水準の研究が展開されたかという観点を基本に、当初の目標通りの成果が得られたかどうかを厳格に評価する。さらに、研究開発の今後の展開の見通し並びに成果の波及効果や社会還元の状況及びこれらの今後の見通しについて把握し、評価する。

③ 実施体制及び実施方法

- i) 外部評価委員会の各評価小委員会が、(3)の研究課題の中心研究者からの聴取によるフォローアップの結果、中心研究者及び研究支援担当機関に提出を求める予定の自己評価を含めた報告書等に基づき書面レビューを行う。また、中心研究者及び研究支援担当機関からのヒアリングを行う。
- ii) i)の内容に基づき、各評価小委員会は、担当する研究課題の評価案を作成し、評価委員会に提出する。
- iii) 評価委員会は、外部評価報告書として評価結果を取りまとめ、推進会議に提出する。
- iv) 推進会議は、iii)の外部評価報告書を踏まえて評価案を取りまとめ、総合科学技術会議に提出する。
- v) 総合科学技術会議は評価の内容を決定する。

(5) プログラムの事後評価

① 実施時期

研究課題の事後評価と併せて平成 26 年度上半期に実施する。

② 目的

今後の我が国の研究開発システムの向上や施策の制度設計に活用するため、プログラム全体としての目的の達成度及び制度設計の妥当性について評価を行う。

③ 実施体制及び実施方法

i) 外部評価委員会の評価委員会が、

○ 中心研究者及び研究支援担当機関から提出される予定の報告書

○ (4)の研究課題の事後評価

○ 基金化の効果についての関係者・関係機関からの聴取内容

等を踏まえ、評価結果を取りまとめ、外部評価報告書として推進会議に提出する。

ii) 推進会議は、i)の外部評価報告書を踏まえて評価案を取りまとめ、総合科学技術会議に提出する。

iii) 総合科学技術会議は評価の内容を決定する。

(6) 追跡評価

① 実施時期

平成 31 年度を目途に実施する。

② 目的

今後の我が国の研究開発システムの向上や施策の制度設計に活用するため、研究開発成果の展開状況等を把握するとともに、制度設計や事後評価結果の妥当性について検証を行う。

③ 実施体制及び実施方法

i) 内閣府科学技術政策担当部局において毎年度追跡調査を実施することとし、最先端プログラムの研究開発成果の展開の状況と成果還元・波及効果の状況を判断するために参考となるデータ(主要な論文や知的財産権等)を中心研究者等の自己申告に基づき収集する。

ii) 外部評価委員会が、i)の追跡調査結果及び中心研究者等の協力を得つつその他必要な調査の実施により検討を行い、評価結果を取りまとめ、外部評価報告書として推進会議に提出する。

iii) 推進会議は、ii)の外部評価報告書を踏まえて評価案を取りまとめ、総合科学技術会議に提出する。

iv) 総合科学技術会議は評価の内容を決定する。

(7) 各フォローアップ及び評価の結果については、研究開発成果をはじめこれに係る必要な情報と併せて公表することとする。

フォローアップ及び評価の視点

フォローアップ及び評価の基本的な視点は以下のとおりとする。但し、推進チーム又は外部評価委員会において必要な見直しができることとする。

1. 研究課題の研究支援担当機関からの聴取によるフォローアップ

【中心研究者・研究支援担当機関の双方がフォローアップ対象】

(1) 研究目標の達成へ向け、国際的水準からみて研究開発が着実に進捗しているか

(2) 以下の事項を併せて確認

- 研究推進体制は適切に構築され、機能しているか
- 研究支援体制は適切に構築され、機能しているか
- 関係機関・関係者間の知的財産権の帰属に関する調整は、適切になされているか
- 成果の発信・公開は、分かりやすい発信を行うという観点も含め、適切に行われているか(最先端研究開発戦略的強化事業(以下「強化事業」という。)による公開活動を行った研究課題は、当該活動も含めて確認)

(3) 強化事業による研究開発経費の配分を受けた研究課題については、その効果が認められるか

※ 併せて、研究費を基金化した効果についても聴取する

2. 研究課題の中心研究者からの聴取によるフォローアップ(研究課題の中間評価の位置づけ)

【中心研究者・研究支援担当機関の双方が評価対象】

(1) 研究目標の達成へ向け、研究開発が着実に進捗しているか

- 世界をリードする世界トップ水準の研究開発が展開されているか
- また、終了時にそうした水準の成果が得られる見通しは十分か

(2) 以下の事項を併せて評価

- 研究推進体制は適切に構築され、機能しているか
- 研究支援体制は適切に構築され、機能しているか
- 成果の社会還元に向けた方策の検討・体制構築等は順調に進んでいるか
- 関係機関・関係者間の知的財産権の帰属に関する調整は、適切になされているか
- 成果の発信・公開は、分かりやすい発信を行うという観点も含め、適切に行われているか(強化事業費による公開活動を行った研究課題は、当該活動も含めて評価)
- 国民との科学・技術対話の実施状況、及び研究支援担当機関による科学・技術対話のための環境の整備に係る取組内容はどのようなか

(3) 強化事業による研究開発経費の配分を受けた研究課題については、その効果が認められるか

※ 併せて、研究費を基金化した効果についても聴取する

3. 研究課題の事後評価

【中心研究者・研究支援担当機関の双方が評価対象】

- (1) 研究目標は達成されたか
 - 世界をリードする世界トップ水準の成果が得られたか／世界における我が国のプレゼンス向上、国民への夢や希望の付与に資するか
 - (2) 研究支援体制は的確に機能したか
 - 中心研究者の今後の活動や支援機関の今後の機能向上に資するか
 - (3) 成果の波及効果や社会還元の状態とその今後の見通しはどのようなか
 - 研究開発とその成果の今後の展開の見通しはどのようなか
 - 社会の重要課題の解決に向け、特に大きなインパクトを与え得るか
 - 構築された成果還元の状態は、今後も適切に機能し得るか
 - (4) 成果の発信・公開は、分かりやすい発信を行うという観点も含め、適切に行われたか(強化事業による公開活動を行った課題は、当該活動を含めて評価)
 - (5) 国民との科学・技術対話の実施状況、及び研究支援担当機関による科学・技術対話のための環境の整備に係る取組内容はどのようなか
 - (6) 強化事業による研究開発経費の配分を受けた課題については、その効果が発揮されたか
- ※ 併せて、研究費の基金化について、関係者・関係機関からの聴取も含めてその効果を検証する(プログラムの事後評価の一環として実施)

4. プログラムの事後評価

- (1) プログラム全体としての研究開発成果の状況と成果展開・還元や波及の見通し
 - 世界をリードする世界トップ水準の成果はどれほど得られ、我が国のプレゼンス向上や国民への夢や希望の付与にどれほど資するか
 - 我が国の中長期的な国際的競争力、底力の強化にどれほど寄与する見通しか
 - 成果の社会還元の状態および今後の見通し
- (2) プログラムの制度設計(研究費の基金化、研究開発支援機関の設置等)は、プログラムの目的を達成するために効果的に機能したか

5. 追跡評価

- (1) 研究開発成果の展開の状況と成果還元・波及効果の状況
 - 世界水準からみた研究開発成果の状況
 - 我が国のプレゼンス向上や国民への夢や希望の付与にどれほど資したか
 - 我が国の国際的競争力、底力の強化にどれほど寄与してきているか
 - 成果の社会還元の状態および更なる今後の見通し
- (2) 事後評価の結果の妥当性を併せて検証する